

大 個 審 第 3 2 号  
( 答 申 第 2 4 6 号 )  
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 24 年 12 月 12 日付け市第 3443 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例 (平成 23 年大阪府条例第 7 号) 第 6 条に基づき審議した結果、利用できる場合について適切に限定がなされること、及び、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、別紙に掲げる事務を同条例に追加することは、適当なものと認めます。

なお、今後とも、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

記

- 1 本人確認情報の利用にあたっては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。

( 別 紙 )

○利用事務

事 務 名 放置違反金に関する事務

事務概要 放置車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令等を行う。

根拠法令 道路交通法第51条の4